

中小企業金融における信用保証制度（Ⅱ）

村 本 孜

<目 次>

0. はじめに
1. 信用保証制度に関する若干のファクトファインディング
 - [1-1] 都市銀行のリテール戦略と信用保証制度利用
 - [1-2] 地域別利用と代弁状況
2. 中小企業政策金融の方向
 - [2-1] 金融自由化時代の政策金融
 - [2-2] 政策金融と信用保証の効果
3. 中小企業信用保証の理論的根拠
 - [3-1] 金融仲介と担保
 - (1) 情報の非対称性と金融仲介
 - (2) 中小企業金融と担保（保証） [以上前号]
 - [3-2] 信用保証の理論的基礎
 - (1) 信用保証の担保としての意味
 - (2) 信用保証の経済効果
 - [3-3] 中小企業信用保証の理論的根拠
 - [3-4] 信用保証協会の理論的基礎
4. 外国における信用保証制度
 - [4-1] 諸外国の信用保証制度と日本の信用保証制度
 - [4-2] 外国の事例
 - (1) イギリスの信用保証制度と3i
 - (2) アメリカの信用保証
 - (3) 韓国の社債保証
5. 中小企業政策と信用保証
 - [5-1] 中小企業政策と金融的措置

[5-2] 信用保証小史

[5-3] 金融自由化時代の中小企業金融政策

6. 地域性の問題

[6-1] 主成分分析による考察

[6-2] 代位弁済率の問題

[3-2] 信用保証の理論的基礎

(1) 信用保証の担保としての意味

融資の第1次的担保は、返済能力ないし所得予見であるが、物的担保は最終的な担保である。保証というのは、この第1次的担保と、物的担保との中間に位置するものであろう。物的担保がなくても、融資が受けられることを可能にするし、保証にあたって物的担保を徴求するということもあり、物的担保の前段階といえるからである。そこで、保証を第2次的担保といい、物的担保を第3次的担保といおう。

ところで、保証は人的担保と物的担保のうち、人的担保と代替的である。人的保証を個人的に行なえば保証人制度になるが、保証人制度の負担の重さから保証人が得られないことが多い。そこで、保証人制度に替って、機関保証制度が導入され、信用保証が一般化した。機関保証といっても、金融機関系列の保証会社もあり、公的性格の強い都道府県毎の保証協会とその再保険機関としての中小企業信用保険公庫からなる信用保証制度もある。

(2) 信用保証の経済効果

信用保証は、融資に伴う担保の一形態であるが、信用保証制度の効果には、量的効果（民間金融誘導）と質的効果（金利低下、担保代替、リスク負担回避）、付随効果（コンサルティング）がある。

量的効果としては、

- ① 担保徴求ができない場合に行なわれないであろう融資が、信用保証制度の利用によって実現するという意味で、潜在的資金需要を顕在化さ

せる効果（需要喚起効果），

- ② 民間ベースでは融資案件となりにくいものを，金融機関の信用リスクを肩代りすることによって，資金供給を可能にする効果（供給促進効果），

を通じる，民間金融の量的促進があげられよう。つまり，民間金融の誘導効果ないし誘引効果・刺激効果とでもいうべきものである。

信用保証の質的效果とは，

- ③ 信用保証の利用に伴い，保証料の負担はあるものの（保証人でも物的担保でもエクспリシット・インプリシットに費用はかかる），貸出金利が軽減されること（民間保証会社利用でも同様である），
- ④ 保証人という面倒な手続きを省略できること（保証人の法律上の責任が重いので，保証人が得にくくなっている），
- ⑤ 金融機関にすれば，本来負うべき信用リスクを保証協会に転嫁でき，事実上ノーリスクとなる。BIS 規制上もリスクウェイトは小さくなる（中小企業信用保険公庫再保険部分は公共部門向け債権と同一の10%で，保証付き債務全体では約33%となる），

といった効果のことである。

さらに，付随効果として，

- ⑥ 保証に伴い，保証協会が個別企業の経営指導・経営相談・財務相談・税務相談などのコンサルティングを行なうことが可能であり，中小企業の健全な発展に寄与できる。とくに，情報の提供が重要で，それを全国の信用保証協会のネットワークの利用を通じて行なうこと，個別企業のもつ技術・ノウハウ・人材経営資源のデータベース化などによる情報ネットワークの供給が可能である，

というコンサルティングを通じる効果がある。

[3-3] 中小企業信用保証の理論的根拠

信用保証が、中小企業金融分野で必要とされる根拠は、中小企業分野が情報生産の必要な分野であるからである。大企業は、その資金調達にあたって、資本市場での調達と金融機関からの借入が代替的である。というのは、情報生産が資本市場でのレイトィングによっても行なわれ、金融機関の情報生産と競合的であるからである。しかし、中小企業の情報生産は、一部ベンチャーキャピタルによる代替、店頭市場、私募債等があるにせよ、資金調達全体からすれば数%であり、僅かである。中小企業の資金調達のほとんどは金融機関借入であり、真に情報生産が必要な分野である。

というのは、

- ① 中小企業は低ネームであり、スタートアップ時には当然のことであるがノーネームである。さらに、低担保なしノー担保であることも多く、スタートアップ企業についてはその傾向が強い、
- ② しかし、ベンチャー企業に代表されるように、技術・ノウハウ・人材・企業家精神に溢れたものがスタートアップ企業には多い。したがって、これらの企業を育成し、とくに即時的収益を指向するよりも長期的収益の実現を期待した融資が必要な場合も多いはずである、
- ③ さらに、金融自由化の進展の中で、中小企業は金融機関の調達コスト上昇の転嫁を受けたり、レギュレイトリー・タックス（規制上の負担）を転嫁されることが予想される、
- ④ また、BIS 規制によるクレジット・クランチ（貸し渋り）の影響を受けやすい、

からでもある。

これらの中小企業金融上の諸困難を回避するために、信用保証制度が果たす役割は大きい。民間金融を刺激し、誘導することが可能であるからで

ある。無論、これらの諸困難の回避をすべて可能にはしないので、直接融資制度の必要な場合もありえよう。しかし、信用保証と競合するというよりも、補完するものであろう。また、制度融資を通じて行なわれるものもあり、その保証は信用保証制度の一環であるので充分組込まれているといえよう。

[3-4] 信用保証協会の理論的基礎

信用保証の重要性についてみてきたが、信用保証協会の理論的基礎について整理しよう。すでにみたように、機関保証による信用保証には、金融機関系列の保証会社もある。これは、金融機関の系列であることから分るように、金融機関の融資の範囲内であり、保証人徴求の単なる代替と債権管理の代替にすぎず、それ自体融資促進効果をもつものではない。

信用保証は民間第三者機関でも遂行可能であろうが、中小企業振興対策という理念からすれば公的な第三者機関である方が効果的である。公的補助が受けやすいこと、政策的要請に応えやすいこと、がある。

信用保証協会はすでに述べたような諸効果を実現する第三者機関として存在し、リスク・カバー機能を発揮して、民間金融を誘導する効果をもつほかに、直接融資である制度融資の保証を通じて政策目的によりタイアップする効果もある。

このように、信用保証協会は比較的良好な制度として機能している。しかし、金融自由化時代により適合したシステムをもつべきであろう。債権の流動化を促進すること（民間金融機関の融資の保証協会保証債権の流動化、保証協会自身の保有する債権の流動化）、資金調達手段の多様化、保証対象の多様化などである。

4. 外国における信用保証制度

[4-1] 諸外国の信用保証制度と日本の信用保証制度

日本の信用保証制度と諸外国の信用保証制度を比較すると、日本の制度の肌目細かい特色が際立ってくる。諸外国の制度とくにヨーロッパの制度が同業組合をベースとし、業種限定的（構成員限定的）で、同業者に企業内容をディスクローズすることに伴うマイナス面から制度的限界をもつ（無難な保証と低い事故率だが、発展性は乏しい）。しかし、日本の制度は地方行政区画をもととして、業種などを問わず広く中小企業に解放した制度であり、認知度の高まりに応じて需要増と高い利用率につながっている。

さらに、日本の信用保証制度は世界的に独特の制度であるが、再保証制度はいくつかの国でも導入されている。日本の制度を導入したアジア諸国では、ほとんど類似の制度をもっている。

ところで、信用保証の考え方は古く1215年のイギリスのマグナ・カルタに遡るともいわれるが、20世紀初頭からスイス・ドイツ型のものとフランス型のものがヨーロッパで発展した。英米でも保証の歴史は古いが、日本型の信用保証制度とは異なる。

[4-2] 外国の事例

外国の信用保証制度は、それぞれの国情を反映したものであり、一概に日本に導入可能とはいえない。しかし、今後の金融自由化時代には参考になる事例も多い。そこで、金融自由化先進国の英米の事例と、多様なメニューをもつ韓国の事例を掲げよう。

イギリスでは、従来本格的な中小企業育成策を採っていなかったが、金融自由化の完了した80年代以降雇用政策の観点から信用保証制度を導入した。アメリカでは、連邦政府の中小企業政策は直接融資から信用保証にシ

フトし（直接融資制度は州の政策に残っている）、証券化のスキームも多い。韓国では、付保範囲が広く、私募の社債まで付保している。

(1) イギリスの信用保証制度と 3i

イギリスでは、1933年にマクミラン報告で中小企業金融問題が取り上げられているが、その対応は遅々としており、漸く失業問題の一貫として雇用創出に吸収された中小企業政策が採られた。政府による信用保証制度が、ウィルソン報告を受けて1981年に漸くローン・ギャランティー・スキームとして登場し、政府が銀行の中小企業融資の70%を保証し、借入者が2.5%の保証料を政府に払うといういわば1段階制度である。

イギリスには、3i という1945年創立の中小企業向け総合金融機関がある（その後大企業金融も包摂したが、50%は中小企業向け。イングランド銀行と4大銀行が主要株主）。3i は短期金融から、ベンチャー・キャピタルの提供まで行なう金融スペクトルをもつ（長期貸付、社債、CB、WB、株式投資。つまり、銀行と証券会社、ベンチャーキャピタルが一体化したもの）。対象中小企業の財務体質に合せて、さまざまなスペクトルをつくることができる。いわば、テーラーメイドの融資パッケージを実施するのである。これに保証が加われば、オールマイティであるが、逆に信用保証の中にどこまでこのような機能を組み込むかも課題であろう。

(2) アメリカの信用保証

アメリカの中小企業政策は、連邦レベルでは直接融資方式から保証方式にシフトしている（82年にほとんど直接融資は廃止）。SBA の一般事業融資プログラム、地域開発融資プログラム（504条債の保証）などが中心である。

- ① 政策金融としては、連邦レベルの SBA 融資があり、直接融資（延滞率が高い）が82年にほとんど廃止され（マイノリティ事業者・退役軍人事業者等特定のもののみが残存）、民間融資の保証プログラムのみとなった。

SBA の90年度一般事業融資予算（特に目的にこだわらない）は32億ドルで（保証額ベースでは40億ドル，融資限度75万ドル，金利はプライム+2.75%が上限，期間10年〔不動産取得のときは25年以内〕，保証率の上限90%），財源は一般会計である。借入企業からの返済が2回延滞すると，保証が行なわれ，SBA が銀行から保証の対象となっている債権を買い取る。88年の実績は，14,988件・24億ドル。

- ② SBA 保証の部分の債権は流動化でき，転売可能であり，このとき発行される証券は100%政府保証付きの債券である。

さらに，Velda Sue 証券が検討されている。これは，個々の債権に政府保証がつくわけでないが，多額の不良債権発生時に，財務省が15億ドルまで買い取る制度である。適債基準は，自己資本800万ドル以下・税引後利益2.5億ドル以下の中小企業向け債権で，100%有担保のものである。

- ③ 第3セクターで，SBA の認可法人である CDC（Certified Development Corporation）向けの地域開発融資（503, 504プログラム，3.5万ドル融資につき1名の雇用創出必要，期間10ないし20年）予算は4.5億ドル（保証額ベースでは10億ドル）である。このプログラムでは実際の融資は CDC が行ない，CDC は債券を発行し，これを FFB（Federal Financing Bank）が引受けるのものを「503条債」，市中消化方式によるものを「504条債」といい，504条債の保証を SBA が行なう。地域開発融資プログラムでは，CDC 起債によって40%を調達できるが，民間資金50%，自己資金10%を調達することが必要である。対象は機械設備・不動産等の固定資産取得に限定されている（固定金利，15～25年，担保は取得した固定資産）。84～88年実績，7,030件・1.566億ドルで，貸倒れも少ない。

- ④ SBA スキームについては，中小企業向け長期融資の30～40%が SBA の関与したもので，民間金融機関の積極的でない長期融資分野

で重要な役割を果たしているとともに、start-up 時に有効で (IBAA での聴取)、中小企業の成長やニーズに適合しているといわれるが、規制・介入の複雑性からの低評価もある。

- ⑤ このほかに州レベルの政策金融制度が多様に存在し、州レベルの政策金融には、直接融資プログラムや SBDC (small business development company 中小企業育成会社) や LDC (地方育成会社) などがある。たとえば、ニューヨーク州の政策金融には、商務省経済開発局の下に UDC (Urban Development Corporation), BDC (Business Development Corporation) 等の機関があり、各種の政策金融プログラムを実施しているほか、職業開発局・科学技術財団からも融資・投資が行なわれている。UDC のプログラムには企業の州外流出防止・雇用創出効果等によっては無利子融資もあり、公共料金割引・税制優遇等もある。
- ⑥ 日本との異なる事情を挙げて、今後の課題にしたい。それは、非公式な投資家 (インフォーマル・インベスター) の存在である。日本でも企業を始める時に親類等が出資することがあるが、アメリカでは他人の始める事業・企業に資金を提供する個人が多くいる。これを、informal investment といい、富裕な個人投資家が informal investors として、クラブを作って情報交換して、有望な企業を探して投資するという。シリコンバレーにはこのようなクラブが多数存在するといわれる。中小企業の 1 割はこのような資金を受入れているといわれ、ベンチャー・キャピタルの資金の数倍から 10 倍にも及ぶという。中小企業が資金に枯渇し、informal investment が唯一の資金源になるとき、問題は個人の informal investors を直接に・インフォーマルに探さなくてはならないことである。すなわち、informal investment は制度的に整備されているものではないからである。

このような、インフォーマル・インベスターを組織化することも今後の課題となろう。

(3) 韓国の社債保証

韓国の信用保証制度は、日本の制度を導入したものとされる。しかし、保証の種類が多いことに特色がある。そのラインナップは、

- ① 銀行融資保証 [日本の信用保証制度と同じ、全保証の81.1%程度(90年末)]
- ② 銀行の支払保証に対する保証 [全保証の0.3%]
- ③ 社債保証 [全保証の8.2%]
- ④ 納税保証 [企業の国税・地方税・関税の支払の保証、全保証の0.01%]
- ⑤ 手形保証 [全保証の3.4%]
- ⑥ ノンバンク保証 [全保証の3.9%]
- ⑦ リース保証 [リース債務の保証、全保証の2.9%]
- ⑧ 契約履行保証 [建築請負契約、納品・サービス契約の履行債務の保証、全保証の0.2%]
- ⑨ 貿易手形引受保証 [全保証の0.03%]

と多岐に亘る。このうち、社債保証は、企業の発行する社債の元利金償還に対する保証を行なうもので、社債発行による企業の資本市場調達を支援する制度である。保証付社債は、保証基金の保証(担保のない場合)と金融機関の保証(担保のある場合)がある。保証基金は、社債の購入者に対して保証する。韓国の金融市場の特色は私金融にあるといわれる。とくに、私募債市場が盛んであり、信用保証の対象となっているという。日本でも、私募債市場の発展が今後期待され、信用保証制度の課題としてクローズアップされよう。

5. 中小企業政策と信用保証

[5-1] 小企業政策と金融的措置

日本の中小企業は、89年に657.2万の事業所をもち、全事業所数662.2万のうち99.2%を占める（大企業所数は50,304で0.8%のシェア）。製造業では、99.5%が、建設業では99.9%が中小事業所によって占められている。従業員では、80.6%（86年）が、製造業出荷額では51.8%（89年。79年に53.2%だった）が、付加価値では54.8%（89年。79年に56.8%だった）が、小売業の年間販売額では78.5%（88年。82年に79.9%だった）が、卸売業の年間販売額では62.1%（88年。79年に61.5%だった）が、中小企業のシェアである。しかし、大企業と比較すると、賃金で76.5%水準（88年。76年に80.4%水準だった）、労働生産性で46.0%水準（89年。74年に53.5%水準だった）、資本装備率で42.0%水準（87年。76年に80.4%水準だった）であるにすぎない。

このように、日本経済における中小企業の占めるシェアの高さはほとんど変化していない反面、大企業との格差は増大している。中小企業対策は一貫して行なわれており、金融自由化の進展する中でリテール市場への資金が積極的に供給されているのも関わらずである。

中小企業施策関係法は、中小企業基本法を始めとして33を数える。このうち、金融関連は8つほどである。直接融資の政府系中小企業金融機関と信用保証制度がその中心である。91年度で中小企業対策予算は2,079.7億円であり、金融関連は、中小公庫利子補給127億円・同出資130億円、国民公庫利子補給145億円・同出資200億円、信用保証協会基金補助27億円、中小企業信用保険公庫出資215億円、商工中金出資65億円といったものが主なのである。政府系3機関の貸出規模は、91年度に中小公庫2.4兆円、国民公庫3.3兆円、商工中金7,300億円で、計6.4兆円である（残高では24.7兆円）。保証債務残高は、91年3月に19.5兆円である。因みに、中小企業金融市場

の規模は、91年3月末に385.6兆円（うち、民間342.7兆円）である。

（第4表） 中小企業の位置付け

（通産省中小企業庁『中小企業要覧（1991年度版）』）

(1) 事業所数

	製造業	建設業	卸売業	小売業	サービス	その他	計
中小企業 事業所数	87万	58	47	256	147	50	645 大企業:5
中小企業の比率 (うち小規模)	99.5% 86.6%	99.9 90.7	99.3 48.0	99.5 78.8	98.3 72.6	99.8 87.0	99.3 78.0

（資料） 総務庁『事業所統計』86年。

(2) 従業者数

	製造業	建設業	卸売業	小売業	サービス	その他	計
中小企業 事業所数	992万	460	395	969	645	491	3,951 大企業:949
中小企業の比率 (うち小規模)	74.4% 29.2%	96.0 55.5	84.9 12.7	87.9 40.2	67.1 22.1	91.3 30.4	80.6 31.3

（資料） 総務庁『事業所統計』86年。

(3) 製造業の出荷額・付加価値に占めるシェア

	76	79	82	85	86	87	88	89
出荷額	51.4%	53.2	51.4	50.5	52.0	52.6	52.5	51.8
付加価値	55.9%	56.8	55.9	54.8	56.6	56.4	55.5	54.8

（資料） 通産省『工業統計表』

(4) 小売業・卸売業の年間販売額に占めるシェア

	74	76	79	82	85	88
小売業	78.8%	79.5	79.2	79.9	79.4	78.5
卸売業	55.7%	57.0	61.5	58.6	58.9	62.1

（資料） 通産省『商業統計表』

(5) 大企業 (=100) との格差指標

	74	76	79	82	85	86	87	88	89
労働生産性	53.5	51.0	47.2	49.4	47.5	50.1	48.7	46.5	46.0
資本装備率	45.2	42.2	40.3	42.2	43.9	43.9	42.0	—	—
賃金格差	77.5	80.4	79.0	78.3	76.4	77.1	77.3	76.5	—

(注) 労働生産性=年間付加価値/従業者数, 資本装備率=有形固定資産/従業者数
(資料) 通産省『工業統計表』, 労働省『賃金構造基本統計調査』

[5-2] 信用保証小史

諸外国に比して進んだ日本の信用保証は、歴史的背景もある。中小企業金融問題は、明治期の品川弥二郎らの信用組合構想、産業組合の創設まで遡るものであろう。しかし、信用保証の淵源は、1931(昭和6)年の部分損失補償制度(「愛知県中小商工業者産業資金補償制度」, 「大阪府工業組合および産業組合短期小額融通資金補償制度」, 中小企業向け融資から生じる金融機関損失の一部を府県が補填するもの), 1934(昭和9)年の政府の損失補償制度(府県の損失補償の再補償, 「国庫再補償付道府県および大都市中小商工業資金融通損失補償制度」)である。しかし、補償が金融機関融資の一部に限定されていたので、効果に限界があった。その後、大都市商工団体の金融保険会社案, 公営信用調査機関案, 全国産業団体連合会の金融保証会社案, 中小企業振興株式会社案などがあった。1936(昭和11)年に、日本興業銀行が非公式に信用保証協会構想を提案したが、これは世界恐慌後の視察時に注目された1933年設立のドイツの信用保証制度(ベルリン, クールヘッセン, ハンブルグなど)を範としたものであった。

1936(昭和11)年12月に東京市臨時中小商工業振興調査会が、従来の研究を集約して、東京信用保証協会設立案を決定し、1937年7月に日本最初の信用保証協会が設立され、9月に開業した。1939(昭和14)年8月に京都に、1942(昭和17)年8月に大阪に信用保証協会が設立された。

戦後1947(昭和22)年から中小企業対策が相次いで決定され、1948(昭和

23) 年8月の「中小企業金融対策要綱」では、「二. 信用保証制度の活用」が掲げられている。同年11月の『財政経済弘報』には大蔵省銀行局の狩谷亨一氏が「中小企業金融と信用保証協会」で信用保証協会の機能を評価する論稿を著わし、東京信用保証協会を例にとり、「中小企業に対する万能薬ではないのであってたかだか緩和剤に過ぎない」としながらも今後の新しい制度として確立すべきとしている。

その後、政府系の中小企業専門金融機関として、国民金融公庫、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫などが整備され、直接融資が整備された。他方、1950(昭和25)年には中小企業信用保険法(融資保険)、53年信用保証協会法、58年中小企業信用保険公庫法(保証保険)が制定され、信用保証協会と信用保険公庫とを両輪とする信用保証制度が確立した。以後、保証保険制度は37次にわたり改正され、付保範囲の拡大、業務範囲拡大等による整備が進んでいる(詳細は、島津邦夫編『信用保証』[1991])。

中小企業金融対策として、戦後日本では直接融資と信用保証が政策上の車の両輪として活用された。もっとも、高度成長時代の資金不足期には直接融資が中心であったともいえるが、信用保証は1950年度末に105億円の債務保証残高であったものが、60年度末に1,243億円、70年度末に1兆3,145億円、80年度末に7兆1,293億円、89年度末に15兆6,012億円、92年度末に23兆8,223億円になった。

[5-3] 金融自由化時代の中小企業金融政策

金融自由化は、金利自由化を迫り、公的金融システムにも金利自由化を迫っている。これは、公的金融の入口での金利自由化は、直接融資機関の金利ミスマッチへの対応を要請し、政策金融の貸出金利の自由化を要請するものであろう。したがって、利子補給に制約がある以上、低利固定金利融資はある程度限定的な政策目的対応となろう。あるいは、政策金融機関の独自の資金調達を要請し、その経営努力の範囲内での低利固定金利融資

の維持になろう。

したがって、今後民間金融を誘導する機能をもつ信用保証がその本来的役割を發揮する分野が多くなろう。事実、金融自由化の進んだアメリカ・イギリスの政策金融は保証中心となっている。市場原理を重視するドイツも保証が中心である。

現状の信用保証制度はかつてよりも利用度が大きい、これは都市銀行などのリテール戦略に組み込まれ、リスクの転嫁を引き受けているにすぎない面もある。本来の中小企業育成に寄与しない危険もありえよう。

現在でも、中小企業の近代化対策、高度化対策が実施されているが、一層の対応が必要であろう。さらに、保証範囲の拡大（社債の保証、証券化関連商品など）、債権の流動化などの新しい対応が必要であろう。

6. 地域性の問題

[6-1] 主成分分析による考察

すでに、[1-2]で指摘したように、保証利用率や代位弁済率には各都道府県毎に相当の違いが見られる。したがって、全国一律の議論を展開することには問題が多く、個別の県の特色を薄めてしまうといえよう。すなわち、地域の特性ないし地域性といったものを、加味しなければ、地域の金融の実態は明らかにはならない。地域の特性について、地域別の金利から考察したことがあるが（村本 [1991]）、ここでは金利以外の諸要因を考察して、地域の中小企業金融の特性を分析してみたい。

地域の特性は、都道府県でみるのか、いくつかの府県をグループ化して、東北・関東・東海などのようにブロック別にみるのか、でアプローチは異なるであろう。ここでは、データの揃いやすい都道府県別について、主成分分析を試みる。用いた変数は、92年の①代位弁済率、②都市銀行貸出残高対前年比、③地方銀行貸出残高対前年比、④中小企業金融における

公的金融シェア，⑤地方税対前年比（各県のファンダメンタルズの代理変数），とした。

変数について，若干コメントしよう。代位弁済率は，各県の景況を示すものであると考えられるが，保証利用率との関連がある。保証利用率が低いからといって，代位弁済率が低いともいえないし，保証利用率が高いからといって，代位弁済率が高くなるわけでもなかろう。問題は，ファンダメンタルズをいかに映すかであり，さらに都市銀行が急進出した地域では，都銀のリテール戦略として保証協会利用があったとされるが，その地域での代弁率がどうなっているかである。地域では，地方銀行が大きな影響力をもつというが，そのような地域では代弁率は低いのであろうか。

第5表が，計測結果である。主成分の累積寄与率は，第1～第3主成分で75%であり，これらの主成分によって各都道府県の特性はほとんど説明される。第4図は第1主成分と第2主成分とをクロスさせたものであるが，以下のことが分る。

- ① 第1主成分は，高い公的金融シェアと高代位弁済率で特徴付けられる。ファンダメンタルズないし，企業業績は良好ではなく，民間金融では対応しにくく，公的金融の依存度が高い県である（鳥取，秋田，島根，福井，宮崎などの裏日本型地域に多い。反対に，民間金融主導の県は，愛知，静岡，東京，大阪などの大都市地域に多い）。
- ② 第2主成分は，地方銀行の貸出残高対前年比の高いことと，地方税対前年比の高いことで特徴付けられる。地域のファンダメンタルズが良好で，民間金融機関にとっても融資環境が整っているという，地域優良マーケットである（茨城，栃木，群馬，山梨，滋賀などの大都市圏周辺が該当する。反対に，地域優良マーケットではないのは，秋田，東京，福井，大阪，島根，山口などのように，バブル崩壊の影響を受けた地域とファンダメンタルズの悪い地域である）。

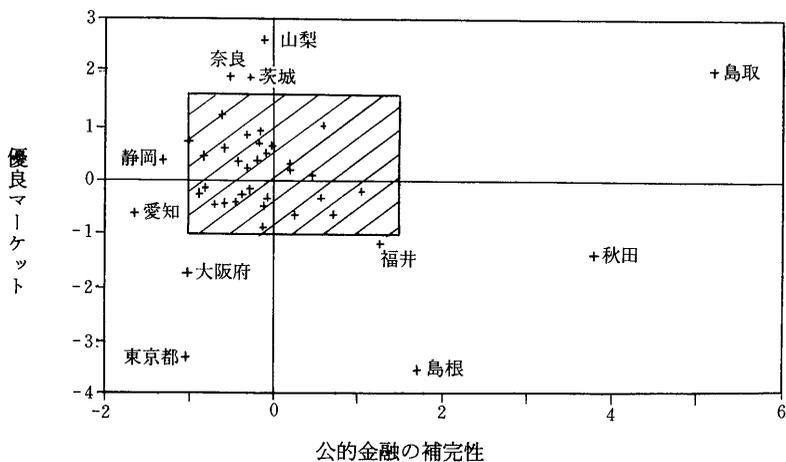
(第5表) 主成分の固有値, 寄与率, 固有ベクトル

	主成分		
	第1	第2	第3
固有値	1.39	1.30	1.07
寄与率	0.28	0.26	0.21
累積寄与率	0.28	0.54	0.75
変数	固有ベクトル		
代弁率	0.42	-0.18	0.65
都銀貸出対前年比	0.10	-0.38	-0.62
地銀貸出対前年比	0.43	0.59	-0.40
公的金融シェア	0.76	0.01	0.00
地方税対前年比	-0.21	0.69	0.17

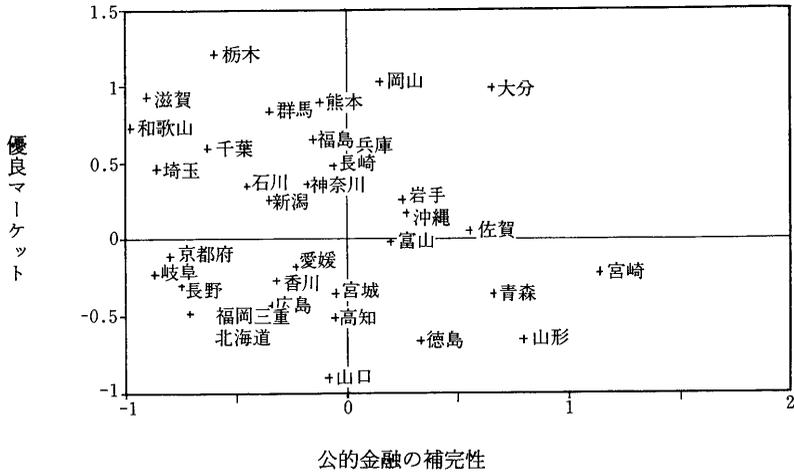
(資料) 日本銀行『都道府県別経済統計』など。

(第4図) 主成分分析

都道府県プロット



道府県プロット（前図の斜線部を拡大したもの）



[6-2] 代位弁済率の問題

既に指摘したように、信用保証制度の問題は代位弁済率の上昇である。この要因は、バブルの崩壊に伴う不良債権増大にあるが、都市銀行がリテール戦略に活用し、その影響が出ているかの印象もある。そこで、代弁率を被説明変数とし、都銀の預貸率と県内貸出シェア、そしてファンダメンタルズとして県民所得を説明変数にとって、回帰させてみた（対数線形）のが第6表である。

(第6表)

被説明変数	都銀預貸率	都銀県内シェア	県民所得	Ad-Rsq
代弁率 (ケース1)	-0.02 (-0.095)	0.048 (0.438)	-0.216 (-1.428)	0.0047
代弁率 (ケース2)	都銀預貸率 (85→90:20%)	地銀預貸率	県民所得	Ad-Rsq
	0.582 (1.626)	0.091 (0.104)	0.106 (0.796)	0.0306

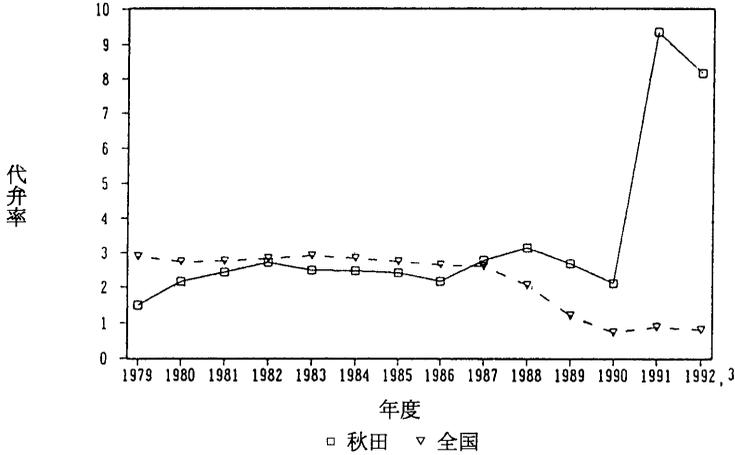
- ① ケース1は、全都道府県のデータによるものであるが、都市銀行の急進出により、代弁率が上昇したという仮説は必ずしも当てはまらない感がある。
- ② ケース2は、都市銀行の預貸率が85年から90年にかけて20%以上上昇した県をとっている。ケース1に比べて、決定係数も上昇し、都銀の預貸率のt統計量も改善されているが、計測結果としては不十分である。しかし、都市銀行の行動と、代弁率には何らかの関係が暗示される。

そこで、いくつかの高代弁率の県について考察しよう。

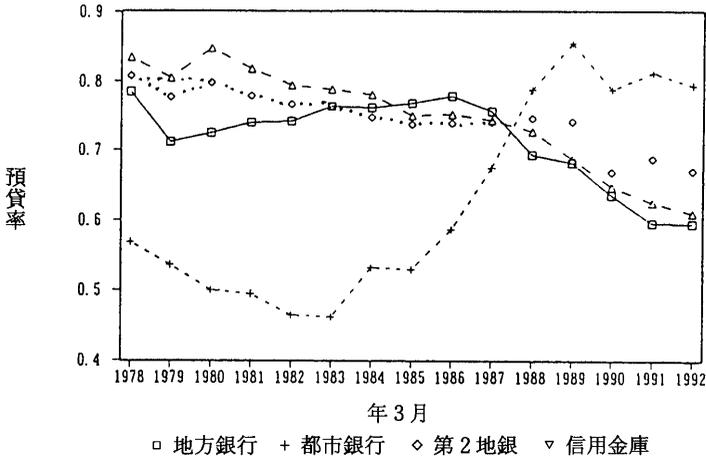
- ① 高代弁率の代表は秋田であるが、都銀の預貸率は85年以降89年3月まで急上昇した(店舗は1)。しかし、都銀の県内貸出シェアは91年度末に1.8%であり、地銀の59.9%にとっても及ばない。代弁額のシェアも都銀0.3%、地銀50.0%である(91年度末)。地銀の代弁率の伸びが大きく(対前年比1.7倍)、もともとファンダメンタルズの良くない地域であるので、その影響と、都銀の優良企業への攻勢のあおりで、地銀が必要以上に手を広げた可能性がある。これは、信用金庫・信用組合の代弁率の伸びが2.3倍、5.6倍ということにも表われている。
- ② 秋田に次ぐ高代弁率県は、石川である。石川県は、88年度に3.96%の高率であったが、91年度には2.04%まで下がっている。都銀の預貸率は84年3月に100%を超え、88年3月には130%弱となった(店舗数は5)。しかし、都銀の貸出シェアは4.2%で、地銀の56.2%に及ばない(91年度末)。代位弁済額に占める都銀の割合も5.0%であり、地銀のそれは50.5%である(91年度末)。この点で、都銀の急進出があるものの、その直接的影響は小さいが、そのインパクトによって地銀の行動に悪影響があったものと考えられる。同様な傾向は、愛媛(都銀店舗4)、青森(同2)、鹿児島(同4)、宮崎(同1)、熊本(同6)などにも見られる。

(第5図) 秋田県の代弁率と預貸率

代弁率
秋田

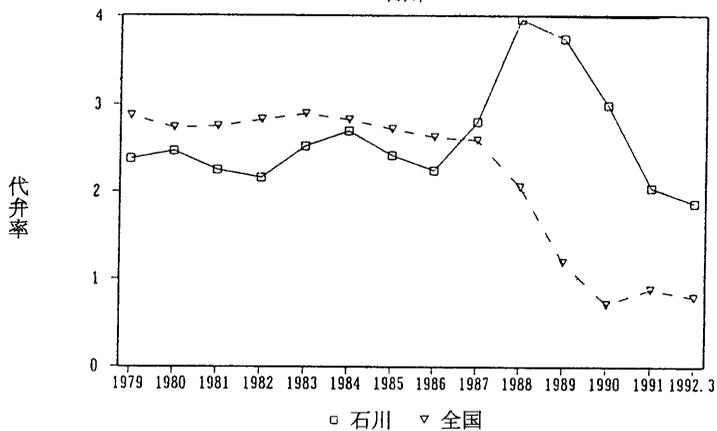


秋田

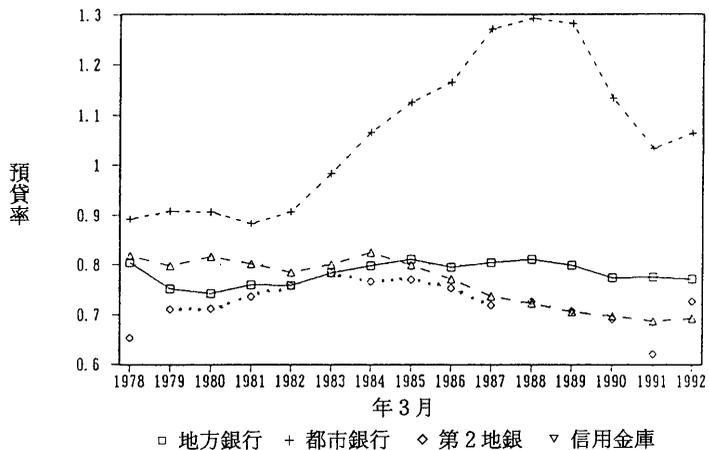


(第6図) 石川県の代弁率と預貸率

代弁率
石川

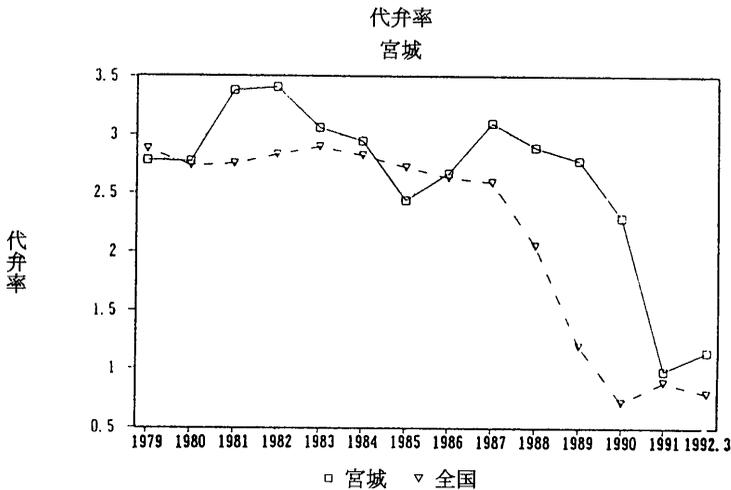
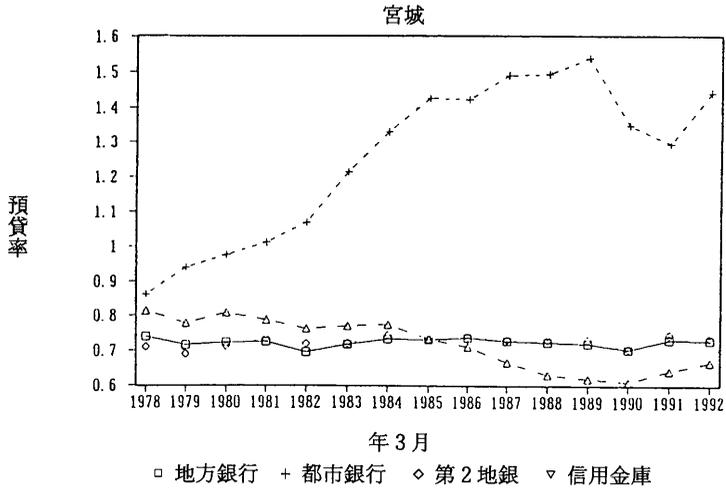


石川



- ③ 都市銀行の参入で競争が高まり、代弁率が急上昇した県として宮城をあげよう。宮城には、東北エリアの入口として都市銀行などが80年代に急進出し、12店舗がある。都銀の預貸率も81年3月に100%を超

(第7図) 宮城県の代弁率と預貸率



え、89年3月には150%を超えた。県内貸出シェアも13.9%になっている(91年度末)。都銀の代弁額に占める割合は20.4%で、貸出シェア以上である。地銀の代弁額シェアは40.3%であるが、これは貸出シェアの39.9%とほぼ見合っている。このように、都銀同士の活発なシェア争いが、代弁の上昇に表われているといえよう。この傾向のより顕著なのが、京都であり都銀の代弁額シェアは47.3%で貸出シェアの27.2%をはるかに上回る。都銀の預貸率も急騰しているが、地銀の預貸率もそれ以上に上昇したにもかかわらずである。同様な傾向は、大阪などにも見られる。

このように、高代弁率の地域では、都市銀行の進出が急であったといえる。しかし、都銀行そのものが代位弁済を高めた地域と、都銀の進出の煽りを受けて地方銀行などに代位弁済の上昇が表われた地域に2分される感がある。いずれにせよ、地域性の問題は一層の考察を要しよう。

7. おわりに

中小企業金融における信用保証制度は、金融自由化の中で重要な機能を果たす。とくに、公的金融が入口の郵便貯金の金利自由化によって固定金利、低金利という仕組みを維持することは、利子補給の問題からしても困難である。したがって、保証による政策的補完は重要であるが、保証料の自由化に取り組み自己責任体制を整備すること、民間金融機関からの信用リスク転嫁に備えるためにも審査体制を強化すること、そのためにも地域別の体制が情報ネットワーク化されること、情報提供機能を向上させること、コンサルティング機能などの付随機能を拡充することなどが期待されるのである。

現状の体制は、この点で不十分であり、先に述べたように、セキュリティイゼイションによる債権の流動化などに取り組む必要がある。

[参 考 文 献]

- 中小企業金融懇談会中間報告『金融自由化と中小企業金融』1990年4月。
- 浅子和美ほか「設備投資と資金調達 —連立方程式による推計—」『ECONOMIC TODAY』1991年3月。
- 古川彰ほか「金融の自由化による銀行行動の変化 —リーテイル業務の拡大について—」『郵政研究レビュー』第1号, 1991年3月。
- 本間正明「公的住宅政策と持家取得行動」『日本財政の経済分析』創文社, 1991年。
- 井上 裕「ミドルマーケットの展開と問題点 —都市銀行を中心に—」『金融』1990年10月。
- 小椋正立・吉野直行「税制と財政投融资」小宮隆太郎・奥野正寛・鈴木興太郎編『日本の産業政策』東京大学出版会, 1984年。
- 「特別償却・財政投融资と日本の産業構造」『経済研究』第36巻第2号, 1985年。
- 村本 孜「地域とリテールバンキング —地域間金利をめぐって—」『地域金融問題研究』（地域金融問題研究会〔事務局：第2地方銀行協会〕）第1号, 1991年8月。
- 大庭竜子・堀内昭義「本邦企業のメインバンク関係と設備投資行動の関係について —理論的整理」『金融研究』第9巻第4号, 1990年12月。
- 島津邦夫編『信用保証』金融財政事情研究会, 1991年1月。
- 清水啓典「金融自由化と銀行の中小企業向け貸出」『商工中金』第41巻第1号, 1991年1月。
- 油井雄二「財政投融资と中小企業金融」金融調査研究会『公的金融の現状と課題』1991年11月。
- 全国信用保証協会連合会『「金融変革期における信用保証協会のあり方（組織面基本問題）」に関する研究報告』（信用保証基本問題委託研究報告書—その3—）, 1992年10月。
- Fazzari, S. M., Hubbard, R. G., and Pertersen, B. C., "Financing Constraints and Corporate Investment," *Brookings Paper on Economic Activity*, 1, 1988.
- Jaffee, D. M. and Russell, T., "Imperfect Information, Uncertainty, and Credit Rationing," *QJE*, Vol. 90 No. 4, Nov. 1976.
- Hoshi, T., Kashyap, A., and Scharfstein, "Corporate Structure, Liquidity and Investment, Evidence from Japanese Industrial Groups," *QJE*, Vol. CVI Issue 1, Feb. 1991.

- Modigliani, F. and Miller, M. H., "The Cost of Capital, Corporation Finance, and the Theory of Investment," *AER*, Vol. 43 No. 3, June 1958.
- Myers, S. C. and Majluf, N. C., "Corporate Financing and Investment Decisions When Firms Have Information That Investors Do Not Have," *Journal of Financial Economics*, XIII, June 1984.
- Stiglitz, J. E. and Weiss, A., "Credit Rationing in Markets with Imperfect Information," *AER*, Vol. 71 No. 3, June 1981.

* 本稿は、教員特別研究の一部である。